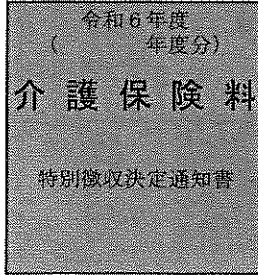


# 【介護保険料納入（特別徴収決定・変更・停止）通知書】

(要件)

- ・ 保険料段階が第1、第2、第3段階のいずれかであること
- ・ 接種年度のものであること（ただし各年度の7月末までは旧年度の通知書も有効）

1枚目



060-8611  
札幌市中央区北1条西2丁目

令和6年6月14日  
(2024年)

札幌市  
中央区長



介護 太郎 様

被保険者番号

999999999

①年金天引き額（特別徴収）

徴収月	徴収金額
4月	5,800 円
6月	5,800 円
8月	5,490 円
10月	5,500 円
12月	5,500 円
2月	5,500 円
計 ①	33,590 円

②口座振替等で納付する額（普通徴収）

納期限	納付金額	納期限	納付金額
第 期 年月日	***** 円	第 期 年月日	***** 円
第 期 年月日	***** 円	第 期 年月日	***** 円
第 期 年月日	***** 円	第 期 年月日	***** 円
第 期 年月日	***** 円	第 期 年月日	***** 円
第 期 年月日	***** 円	第 期 年月日	***** 円
計 ②	***** 円		

翌年度の年金天引き予定額

7年 4月	5,500円	7年 6月	5,500円
-------	--------	-------	--------

①この通知書は保険料が年金天引きや口座振替となる方などにお送りしているお知らせです。

②金融機関等で直接納めていただく必要はありません。

①+②

合計保険料額

33,590 円

2枚目

介護保険料の算定基礎（第1号被保険者分）

段階別保険料率	
第1段階	19,742 円
第2段階	33,596 円
第3段階	47,450 円
第4段階	62,343 円
第5段階	69,270 円
第6段階	79,661 円
第7段階	86,588 円
第8段階	103,905 円
第9段階	121,223 円
第10段階	138,540 円
第11段階	145,467 円
第12段階	152,394 円
第13段階	159,321 円

※ 実際の保険料は10円未満を切り捨てた額となります。

◎ 各段階の該当基準は1ページ裏に記載しています。

①保険料決定（変更）理由・根拠

確定賦課	本人の市民税	世帯の市民税	他制度情報*5
	非課税	非課税	
本人の前年の公的年金収入 *1	本人の前年の合計所得金額 *1~4		老齢福祉年金情報
1,150,000 円	0 円		

②決定した保険料段階と期間の計算

保険料段階	基礎となる期間	保険料の計算	期間の保険料
第2段階	4月～ 3月まで 12か月	33,596 × 12 / 12	33,596 円
第 段階	月～ 月まで か月		B 円

第1計 (A+B) (0円未満切捨て) 33,590 円 - 他年度賦課決定済額等 0 円 - 減免額 \*6 0 円 = 保険料 33,590 円

\*1 保険料賦課年度の前年1月～12月の合計です。

\*2 保険料賦課年度が令和3年度以降の場合、本人の市民税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から、10万円を控除した額です（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

\*3 本人の市民税が課税以外の方は、公的年金収入に係る年金所得を控除した額です。

\*4 土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除した額です。

\*5 他制度情報とは、生活保護又は中国残留外国人等のための支援給付の情報です。

\*6 条例の定めにより、災害等の特別事情により減額された額です。

\*7 令和3～5年度の第8段階以外の合計所得金額の範囲は、平成30年度税制改正の影響を考慮して特別措置が設けられていたため、一律10万円を差し引いた金額に読み替えてください。

保険料段階が第1、第2、第3段階のいずれかであることを確認してください。